

筑紫野市指定排水設備工事店《指定申請・継続申請》の手引き

1. 指定要件

- ① 排水設備工事責任技術者（本市に登録し、本市から責任技術者証を交付された人。）を1名以上専属（雇用されている人を言う。）していること。
 - ② 排水設備工事の施工に必要な、次の設備及び器材等を有していること。
 - ◎ 所有物 ⇒ パイプカッター、コンクリートはつりピック（ハンマードリル）、ベビーサンダー、延長電気コード（ドラム）、水準測量機器（レベル）、水平器、スコップ等。
 - ◎ リース等で可能な物 ⇒ パワーショベル（ミニコンボ）、コンクリートカッター、発電機、運搬用車両等。※ リース等も所有調書に記入すること。
 - ③ 福岡県内に営業所があること。
 - ④ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ. 申請者（法人にあっては代表者）が、責任技術者としての登録を取り消され、その取り消しの日から2年を経過していない場合
 - ウ. 指定工事店が指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過していない場合
 - エ. 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - オ. 申請者が、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合
 - カ. 暴力団又は暴力団員
 - キ. 暴力団員が役員となっているもの
 - ク. 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
 - （ア）暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - （イ）暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団がその運営を支配している事業者
 - （ウ）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているもの
 - （エ）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結しているもの
 - （オ）暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与しているもの
 - （カ）役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有しているもの
 - ケ. 法人であって、その役員のうちアからクまでのいずれかに該当する者がいる場合
- ◆ 指定を取り消された指定工事店が法人であるときは、その指定工事店の代表者は、その指定取り消しの日から2年を経過するまでの期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることができません。

2. 申請書の受付期間及び場所等

- ① 期間等は、毎年2月に行っています。詳しい期間はホームページをご覧ください。土、日曜日及び祝日は除く。

午前9時から午後5時まで

 - ◆ 提出書類等が全て揃った場合のみ受付をします。
 - ◆ 郵送による提出も可。
- ② 場所は、環境経済部 上下水道工務課 給排水担当（筑紫野市役所本庁舎2階）

3. 申請書類等

① 別紙。指定申請書・・・1部

② 添付書類等

I. 個人の場合 ⇒ 住民票記載事項証明書、履歴書及び筑紫野市下水道条例施行規程第8条第1項第4号アからケまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類・・・各1部

法人の場合 ⇒ 登記事項証明書、定款の写し（別紙記入例のように奥書き証明を付け、袋とじに割印すること）、代表者の住民票記載事項証明書、履歴書及び筑紫野市下水道条例施行規程第8条第1項第4号アからケまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類・・・各1部

II. 別紙。営業所の平面図および付近見取図、営業所の写真・・・各1部

III. 別紙。専属責任技術者名簿、専属（雇用関係）を確認できる書類・・・各1部

IV. 別紙。専属責任技術者《証》の写し貼付用紙・・・1部

V. 別紙。設備及び器材等所有調書及び写真・・・1部

VI. 申請手数料・・・3,000円 ※新指定工事店証の交付時

◆ 別紙。提出書類等チェック表・・・1部

4. 申請者が提出前にチェックする項目

① 申請書・・・記入事項を別紙、提出書類等チェック表により確認すること。

I. 全て記入しているか。

II. 氏名又は名称、住所、代表者氏名、営業所欄（◆ただし、支店等の場合は名称・代表者氏名は違っていても良いが、所在地は合っていること。）に記入した事項が、添付書類【法人の場合は登記事項証明書、定款の写し。個人の場合は住民票記載事項証明書】に記載されている事項とあっているか。

② 添付書類等・・・添付書類及びその記入事項等を、提出書類等チェック表により確認すること。

5. 指定の可否通知及び指定工事店証交付式等

① 指定の可否は、申請書類等を審査し、その結果を通知します。

② 指定工事店証交付式及び事務説明会の日時・場所は、後日お知らせします。

6. 問い合わせ先

環境経済部 上下水道工務課 給排水担当 ☎ 092-923-1111